

# 湯梨浜町新型コロナウイルス感染症対策関係事業一覧(実施中、実施予定事業)

湯梨浜町では、新型コロナウイルス感染症対策として、次の事業を実施します。

詳しくは、町新型コロナウイルス対策特設サイト (<https://www.yurihama.jp/site/covid-19/>) をご覧いただくか、次の「担当部署・相談窓口」までお問い合わせください。

| 項目        | 番号 | 事業名  | 事業内容・実施状況【令和2年11月30日現在】   | 担当部署・相談窓口                                    |                                     |
|-----------|----|--|---|--|-------------------------------------|
| 給付金       | 1  | ひとり親世帯臨時特別給付金事業                                      | 児童扶養手当受給者等に臨時特別給付金を支給し、ひとり親家庭を支援します。<br>①児童扶養手当受給世帯への給付<br>令和2年6月分の児童扶養手当の受給者等に対し、1世帯50,000円、第2子以降1人につき30,000円の給付を行います。<br>②収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付<br>令和2年6月分の児童扶養手当の受給者等で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により収入が大きく減少した方に対し、申請により1世帯50,000円の追加給付を行います。<br>◎支給時期：令和3年3月まで支給<br>①11月30日現在で149世帯に支給済<br>②11月30日現在で58世帯支給済<br>申請を受け付け次第可能な限り速やかに支給します。  | 総合福祉課<br>総合福祉係<br>TEL 3 5 - 5 3 7 4          |                                     |
|           | 2  | 学生生活応援事業   | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により将来に不安を抱えている町在住及び町出身の学生に対し、1人当たり30,000円を給付します。県外で生活している学生には町の特産品も送ります。<br>○対象者：町内在住または町出身（保護者等が町内に住所を有している場合に限る）で、大学、大学院、短期大学、高等専門学校第4学年以上、専修学校専門課程等に在籍する30歳未満の者。<br>○支援内容：1人当たり30,000円の給付金、町の特産品（県外居住者のみ）<br>○申請方法：下記の①～④の書類を郵送または提出してください。<br>①支給申請書兼請求書（町HPからダウンロード、または右記の窓口に設置）<br>②在学証明書または学生証の写し<br>③給付金の振込先口座を確認できる書類（学生本人名義の口座に限る）<br>④（県外在住者のみ）県外で生活していることが確認できる書類<br>例：アパートなどの賃貸契約書、公共料金の明細書等<br>○申請期間：9月1日（月）～12月25日（金）<br>○給付状況：県内在住者88人、県外在住者249人に支給済 | 生涯学習・人権推進課<br>社会教育文化振興係<br>TEL 3 5 - 5 3 6 7 |                                     |
|           | 3  | ゆりはま赤ちゃん特別支援金  | 特別定額給付金の基準日（令和2年4月27日）後に生まれた子どもの保護者で、支援金申請日に住民基本台帳に記録されている方（親子とも）に対し、子ども1人につき10万円を給付します。生活に不安を抱えながら子育てをしている保護者の方への支援を実施し、子どもの健やかな成長を応援します。<br>①支給対象者：令和2年4月28日～令和3年3月31日に生まれた子どもの保護者<br>②申請期間：令和2年11月1日～令和3年4月30日まで<br>③給付状況：（11月30日現在の支払い処理済み者の割合）：46.2%（対象者（人口）による割合）   | 子育て支援課<br>子育て支援係<br>TEL 3 5 - 5 3 2 4        |                                     |
| 商品券・クーポン券 | 4  | 新型コロナウイルス克服商品券発行事業<br>（第1次：すべての業種の店舗等で使用可能）          | 落ち込む町内消費を喚起し、町民生活の安定と町内産業振興のため、町商工会と連携し、「コロナに打ち勝つ！プレミアム付ゆりはま商品券」として、1冊10,000円で購入すると町内の商店・事業所で12,000円の買い物ができる商品券を7,000冊発行しました。<br>○商品券販売時期：6月17日～6月21日<br>○商品券使用期限：令和2年12月15日(火)まで   | 産業振興課<br>商工観光係<br>TEL 3 5 - 5 3 8 3          |                                     |
|           | 5  | 新型コロナウイルス克服商品券発行事業<br>（第2次：町内飲食店、旅館・ホテル限定）           | 新型コロナウイルス感染拡大により、特に大きな影響を受けた町内の飲食店や旅館、ホテルを支援するため、町商工会と連携し、これらの店舗限定で利用できるプレミアム付き商品券を発行します。1冊10,000円で購入すると町内の飲食店や旅館、ホテルで12,000円分の利用ができる商品券を3,000冊発行します。<br>※10月11日より利用対象者を県民に拡大<br>○商品券販売時期：8月4日から販売しています。<br>○商品券使用期限：令和3年2月5日（金）まで  |  |                                     |
|           | 6  | 新型コロナウイルス克服商品券発行事業<br>（第2次：町内旅館・ホテル限定）               | 新型コロナウイルス感染拡大により、特に大きな影響を受けた町内の旅館、ホテルを支援するため、町商工会と連携し、これらの店舗限定で利用できるプレミアム付き商品券を発行します。1冊10,000円で購入すると町内の旅館、ホテルで13,000円分の利用ができる商品券を2,000冊発行します。<br>※10月11日より利用対象者を県民に拡大<br>○商品券販売時期：8月4日から販売しています。<br>○商品券使用期限：令和3年2月5日（金）まで  |  |                                     |
|           | 7  | 中部観光推進機構間連携事業  | 地元飲食店等の消費喚起を図るため、湯梨浜・琴浦・北栄町の参加飲食店によるスタンプラリーを実施するほか、県外者が県中部地域の飲食店や観光施設で使用できるクーポン券を発行し、誘客による消費喚起を図ります。<br>①湯梨浜・琴浦・北栄グルメキャンペーン負担金 200,000円<br>②鳥取中部おでかけキャンペーンPart2負担金 1,300,000円<br>◎実施時期：①9月5日（土）～12月31日（木）<br>②10月2日（金）～12月31日（木）  |  | 産業振興課<br>商工観光係<br>TEL 3 5 - 5 3 8 2 |
|           | 8  | 観光産業復興クーポン事業   | 新型コロナウイルス感染症の流行により多大な被害を受けたはわい温泉・東郷温泉の復興を促進するため、大手宿泊予約サイトで割引できるクーポン券の発行及び誘客活動等に要する経費をはわい温泉・東郷温泉旅館組合に交付します。<br>実施時期は決まり次第お知らせします。<br>○クーポン券の金額・発行枚数 10,000円（20,000円超の利用）、1,000人分<br>○誘客活動等経費 5,000,000円  |  | 産業振興課<br>商工観光係<br>TEL 3 5 - 5 3 8 3 |
| 税制上の措置等   | 9  | 税制上の措置<br>（町民税、町民法人税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料） | ①徴収の猶予制度の特例<br>収入が大幅に減少（前年同期比概ね20%以上の減少）した場合、無担保かつ延滞金なしで1年間、町税の徴収猶予が受けられます。町民課賦課徴収係で申請受付中です。<br>②新型コロナウイルスの影響により収入が減少した世帯の国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料に対する減免措置<br>納期限が令和2年2月1日～令和3年3月31日のもので、減免額は前年の所得によって変わります。納付書発送に合わせて減免制度の案内を配布します。  | 町民課<br>賦課徴収係<br>TEL 3 5 - 3 1 1 6            |                                     |

| 項目      | 番号                       | 事業名   | 事業内容・実施状況【令和2年11月30日現在】   | 担当部署・相談窓口                      |
|---------|--------------------------|---|---|--------------------------------|
| 税制上の措置等 | 10                       | 住民税等のスマートフォン、コンビニ収納システム導入事業   | 接触による新型コロナウイルス感染症拡大の防止と納税者の利便性向上を図るため、住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、上下水道料金、子ども子育て各種料金をスマートフォンやコンビニエンスストアで支払い可能とするためのシステムを導入します。<br>◎実施時期：令和3年4月～   | 町民課<br>賦課徴収係<br>TEL35-3116     |
|         | 11                       | 税制上の措置（固定資産税）   | ①徴収の猶予制度の特例<br>収入が大幅に減少（前年同期比概ね20%以上の減少）した場合、無担保かつ延滞金なしで1年間、固定資産税の徴収猶予が受けられます。町民課賦課徴収係で申請受付中です。<br>②中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置<br>中小事業者等の令和3年度課税分について、令和2年2月～10月までの売上高に応じて半額から全額を免除します。令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関等の認定を受けて、町に申告された中小事業者等に適用します。<br>③生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長<br>中小事業者等が新規に設備投資を行う償却資産の特例適用対象に事業用家屋及び構築物を加え、適用期限を2年延長します。産業振興課商工観光係で申請受付中です。 | 町民課<br>評価係<br>TEL35-3117       |
| 感染症予防   | 12                       | 防災連携備蓄事業  | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスク、消毒液、電子体温計及び避難所用間仕切りの必要数を計画的に備蓄し、非常時の避難所の開設及び運営等に備えます。<br>◎実施時期：令和2年度内   | 総務課<br>防災対策係<br>TEL35-3113     |
|         | 13                       | 非接触型体温計の貸出し   | 各区の総会等における新型コロナウイルス感染症対策のため、総務課で所有している非接触型体温計の貸出しを行います。ただし、災害発生等非常時などに返却を求めることがあります。<br>◎実施時期：通年実施  |                                |
|         | 14                       | 新型コロナウイルス感染症対策事業（本庁舎）   | 来庁者及び職員の感染予防のため、役場本庁舎に空気清浄機を設置するほか、職員用のマスクを購入し、役場を安全に利用できるよう必要な整備を行います。<br>◎実施時期：令和3年1月   | 総務課<br>総務係<br>TEL35-3111       |
|         | 15                       | 各区の総会等における町有施設の利用料減免  | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各区の総会等における町有施設の利用料を免除します。<br>◎対象施設：<br>【現行においても総会での使用を無料としている施設】<br>中央公民館・泊分館・羽合分館<br>【新たに使用料免除する施設】<br>活性化センターはまなす、羽衣会館、ハワイアロハホール、舎人会館<br>◎対象となる集会：三密を避けるために町有施設で行う区の総会および臨時総会<br>※利用申請・使用料減免については、各施設にお問合せください。<br>◎実施期間：総会………令和2年12月～令和3年2月末<br>臨時総会…随時<br>※実施期間については、毎年、全国及び県内の新型コロナウイルス感染症の流行状態を見ながら決定し、各区にお知らせします。                          | 総務課、各施設<br>TEL35-3111          |
|         | 16                       | 障がい者等衛生物資給付事業   | 在宅で医療的ケアが必要な障がい児・者やストマ装具使用者に、マスク（100枚）、手洗い用液体石鹸（2個）等の衛生物資を9月末現在で42人に給付し、家庭内の衛生環境の保全を支援しました。対象者に自宅で腹膜透析をしている方を加え、前回の給付物品に除菌ウエットティッシュ2個を追加して、10月末に48人に対し2回目の給付を実施しました。  | 総合福祉課<br>障がい福祉係<br>TEL35-5373  |
|         | 17                       | 健康増進事業  | 各種健診事業のほか、健康教室、運動教室等で使用する衛生用品（マスク、消毒液、非接触型体温計等）を購入し、各種健診事業等での感染予防対策に努めます。<br>○7月～8月にかけて消毒液、マスク、フェイスシールド、除菌シート、手袋などの衛生用品や非接触型体温計、シールド支柱について購入済み。以降、必要に応じて衛生用品の追加購入を行い、各種事業で活用しながら、感染予防対策の徹底に努めています。  | 健康推進課<br>健康増進係<br>TEL35-5375   |
|         | 18                       | ハワイアロハホール整備事業   | 町のイベント・集会施設であり且つ指定避難所でもある「ハワイアロハホール」の利用者又は避難者について、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、非接触型体温計・舞台での3密対策用パーテーション・サーモグラフィカメラの購入、洋式トイレへの改修、ホワイエの空調フィルタの交換を行い、施設を安全に利用できるよう必要な整備を行います。<br>◎実施時期：非接触型体温計等の物品…購入済、洋式トイレへの改修、空調フィルタ交換…令和3年1月頃   | 企画課<br>ハワイアロハホール<br>TEL35-5678 |
|         | 19                       | 新型コロナウイルス感染症対策事業（選挙）  | 今後の選挙に備え、期日前投票所、選挙当日の投票所における新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、投票所における新型コロナウイルス感染症拡大防止のために必要となる投票事務従事者用のマスクや消毒剤、パーテーション等の整備を行います。<br>◎実施時期：令和2年度内   | 選挙管理委員会事務局<br>TEL35-3113       |
|         | 20                       | 生活困窮者自立相談支援事業   | 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い増加している自立相談支援事業の体制を強化するため、タブレット端末等の導入を支援し、相談体制の充実を図ります。<br>◎実施時期：令和2年度内   | 総合福祉課<br>生活支援係<br>TEL35-5390   |
|         | 21                       | 新型コロナウイルス感染症対策事業（子ども園）  | 町内の子ども園における新型コロナウイルスの感染症拡大防止のため、マスクや消毒液、空気清浄機等必要物品の購入を行います。また、水道の蛇口を手回し式からレバー式のものへ交換改修を行います。<br>◎実施時期：空気清浄機…10月 蛇口の改修…12月中旬完成予定 マスクや消毒液等の購入…通年実施  | 子育て支援課<br>幼児教育係<br>TEL35-5325  |
| 22      | 新型コロナウイルス感染症対策事業（町内保育施設） | 町内の太養保育園、ながせこども園、ニチキッズ湯梨浜ながえ保育園における新型コロナウイルスの感染症拡大防止のため、マスクや消毒液等必要な物品の購入経費の助成を行います。<br>◎実施時期：通年実施             |   |                                |
| 23      | 新型コロナ妊婦総合対策事業            | 妊産婦を対象とした個別相談、健康指導について、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、ウェブカメラ等を購入し、オンラインでの相談・指導を行う体制を整備します。<br>◎実施時期：10月中旬              | 子育て支援課<br>母子保健係<br>TEL35-5321   |                                |
| 24      | ゆアシス東郷龍鳳閣の設備修繕事業         | 新型コロナウイルス感染症対策のため、排煙オペレーターやトイレの改修等を行い、換気能力や衛生環境を向上させ、施設を安全に利用できるよう必要な整備を行います。<br>◎実施時期：8月～令和2年度内              | 産業振興課<br>商工観光係<br>35-5382   |                                |
| 25      | 新型コロナウイルス感染症対策事業（町内図書館）  | 羽合、泊、東郷の図書館において、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、閲覧用テーブルのデスクトップパネルや図書殺菌器を購入し、飛沫拡散防止及び貸出資料の殺菌・消毒等を実施します。<br>◎実施時期：9月～12月頃予定 | 湯梨浜町立図書館<br>TEL48-6012  |                                |

| 項目       | 番号 | 事業名                        | 事業内容・実施状況【令和2年11月30日現在】   | 担当部署・相談窓口                         |
|----------|----|----------------------------|---|-----------------------------------|
| 感染症予防    | 26 | 新型コロナウイルス感染症対策事業（放課後児童クラブ） | 放課後児童クラブにおける新型コロナウイルスの感染症拡大防止のため、マスクや消毒液、空気清浄機等必要物品の購入を行います。<br>◎実施時期：空気清浄機…10月 マスクや消毒液等…通年実施   | 子育て支援課<br>子育て支援係<br>TEL35-5324    |
|          | 27 | 新型コロナウイルス感染症対策事業（児童館）      | 町内の児童館における新型コロナウイルスの感染症拡大防止のため、マスクや消毒液等必要物品の購入、加湿空気清浄機の整備を行います。<br>◎実施時期：9月～令和2年度内  | 生涯学習・人権推進課<br>人権教育係<br>TEL35-5367 |
| 健康二次被害防止 | 28 | 健康二次被害予防事業                 | 外出自粛で運動不足によるメタボリックシンドロームや筋力低下によるフレイル等、健康二次被害が懸念されており、それらの解消に向けた健康推進活動の周知、啓発を図ります。<br>○ウォーキングに関する情報や自宅でできる運動等を紹介する番組「足から健康ウォーキングのすすめ」を7月から毎月、TCCで放送しています。<br>◇第1回放送（7/16）【ウォーキングの効果とストレッチ】<br>◇第2回放送（8/10）【正しい歩き方のポイント】<br>◇第3回放送（9/14）【湯梨浜町内のウォーキングコース紹介（潮風に吹かれる港道）】<br>◇第4回放送（10/20）【東郷湖周辺のウォーキングスポット】<br>◇第5回放送（11/19）【新ウォーキングコース『神話と歴史の道』紹介】<br>◇第6回放送予定 【歩くことと食べること（予定）】<br>○健康二次被害を防止するための啓発チラシを町報7月号と一緒に全戸に配布しました。  | 健康推進課<br>健康増進係<br>TEL35-5375      |
|          | 29 | 健康のまちづくり応援事業               | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、町民の健康づくりに関する教室やイベント等の多くが中止となる中、社会参加機会の喪失や運動不足による筋力低下など、健康二次被害の進行が懸念されます。これらの防止に向け、感染症克服のためのイベント等を開催し、町民の健康づくり活動を推進します。<br>(1) ゆりはま健康ウォーク<br>町民の健康づくりを目的としたウォーキングイベントを実施しました。<br>○日時：11月14日（土）<br>○会場：ハワイ夢広場周辺<br>(2) 健康づくり講演会【コロナに負けない健康づくりの秘訣教えます】<br>健康二次被害防止をテーマにした講演会を開催しました。<br>○講師：筑波大学大学院教授・久野譜也氏<br>○日時：11月29日（日）13時30分～15時<br>○会場：ハワイアロハホール<br>(3) 町民まるごと運動教室<br>年齢や体力に応じた運動教室を開催します。<br>○日時：12月13日（日）9時～11時15分<br>○会場：湯梨浜町中央公民館<br>○実施内容<br>①腸活健康体操教室<br>②イスを使ったフレイル予防運動教室<br>③代謝アップボクササイズ教室 |                                   |
| 学校の対策    | 30 | ICT教育推進事業                  | 臨時休校を行った場合の家庭学習を支援するため、各家庭でインターネットを通し、学ぶことができる『対話型のデジタル教材（すらら）』が使用できるようアカウントを提供します。<br>◎実施時期：臨時休校が行われ次第随時実施   | 教育総務課<br>学校教育係<br>TEL35-5364      |
|          | 31 | 感染症対策・学習保障等支援事業（小学校・中学校）   | 新型コロナウイルス感染症対策に必要な物品購入や夏季休業期間短縮に伴う熱中症対策に係る経費（例えば、非接触型体温計や消毒液、サーキュレーター、サーモグラフィーなど）及び学校教育活動や家庭学習を実施する経費（学習教材費など）を各学校ごとに支援します。<br>○取組状況 下記のとおり概ね購入済みです。<br>【消耗品】サーキュレーター、非接触型体温計、飛沫防止パーティション、マウスシールド、フェイスシールド、手洗石けん、消毒液、マスク、手袋、問題集、学習プリント等<br>【修繕】手洗い場水道蛇口レバーハンドル取替え<br>【備品】ハンディサーモグラフィー（タブレット付き一脚スタンドあり）、加湿空気清浄機、テント、グループボード、パーティション、衛生用品備蓄用物置  |                                   |
|          | 32 | 外国青年招致事業                   | 湯梨浜中学校配置（泊小学校兼務）の新規ALT（外国語指導助手）が、新型コロナウイルス感染症拡大による影響により着任できない状況であるため、外国語指導助手派遣業務の実績のある県内業者に委託し、引き続き外国語教育の充実を図ります。<br>◎実施時期：令和2年10月～令和3年7月   |                                   |
|          | 33 | コンピュータ機材等整備事業（小学校・中学校）     | 「GIGAスクール構想」における整備を加速することで感染症の発生等による学校の休業時等の緊急時においてもICTの活用により全ての子どもたちの学びを保障できる環境を整備するため、児童生徒用タブレット、教師用パソコン、MDM（設定・ソフト等の一括管理システム）の整備を行います。<br>◎実施時期：9月下旬～令和3年3月  |                                   |
| 事業者支援    | 34 | 生涯活躍のまち推進事業（地方創生推進）        | 「アフターコロナ」における地方への移住定住の関心の高まりを好機と捉えて、地域経済の活性化のほか、観光、関係人口、移住定住の創出を図り、生涯活躍のまちを実現させるため、全国的にも有名な電子雑誌「旅色」とタイアップして、女優が町の魅力をナビゲートする動画、電子雑誌を製作し、インターネット上で掲載することにより町の魅力を全国へ発信し、トータル的なPRを行います。（旅色（湯梨浜町）：11月25日公開）  | みらい創造室<br>未来創造担当<br>TEL35-3141    |
|          | 35 | 非対面型販売促進事業                 | 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い消費が落ち込む中、農林水産物を取り扱う食品加工業者の対面によらない販売促進の取組を支援し、地元産品の消費拡大と販売体制の強化を支援するため、県の補助事業（補助率2/3、上限500,000円）に連動して、町が対象経費の1/6、上限125,000円の上乗せ助成を行います。<br>5月15日（金）から申請受付中。   | 産業振興課<br>生産振興係<br>TEL35-5384      |
|          | 36 | 二十世紀梨販売強化対策事業              | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による消費減退や販売活動の制限が予想される中、直接的、間接的PR、販売促進活動を展開します。<br>9月5日に東京都内（自由が丘）で開催されたゆりはマルシェにおいて、二十世紀梨と新甘泉のPRと販売促進活動を行いました。  |                                   |

| 項目    | 番号 | 事業名                    | 事業内容・実施状況【令和2年11月30日現在】   | 担当部署・相談窓口                           |
|-------|----|------------------------|---|-------------------------------------|
| 事業者支援 | 37 | 災害等緊急対策資金利子補給補助金       | 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、売上げが大幅に減少している事業者が、県の制度融資や国の小規模事業者向け制度融資により資金融資を受けた場合の利子額の助成を行い無利子とします。県の制度融資にかかる利率0.7%を県0.35%、町0.35%で助成するほか、政府系金融機関による融資の利率0.31%を全額町が助成します。年2回の補助金の交付を予定しています。  | 産業振興課<br>商工観光係<br>TEL 3 5 - 5 3 8 3 |
|       | 38 | 緊急家賃支援事業               | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により令和2年4月の売上げが前年同月比50%以上減少した町内に店舗を賃貸している事業者、家賃・地代の負担を軽減するため給付金を支給します。国の家賃支援制度の支援対象とならない令和2年4月の1か月分の家賃の2/3を給付します。上限5万円です。<br>○申請時期 8月3日～1月15日<br>○給付状況：8件、22万円  |                                     |
|       | 39 | 事業継続支援臨時給付金事業          | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により売上げが前年対比20%以上減少した事業者、業績低下の大きさと事業規模（雇用保険被保険者数）に応じて最大100万円の給付金を支給します。申請書兼請求書に必要事項を記入の上、必要書類と合わせて役場産業振興課へ郵送してください。なお、窓口での提出を希望される場合は、電話で予約の上お越しください。ご相談後、窓口で申請書を提出される場合は受け付けます。<br>○申請時期：6月3日～1月15日<br>○給付状況：230件、5,250万円  |                                     |
|       | 40 | 新型コロナウイルス感染予防対策協賛店奨励事業 | 新型コロナウイルス感染予防対策を行いながら事業を継続する事業所の支援を目的に県が募集する「新型コロナウイルス感染予防対策協賛店」を奨励するため、町内の新型コロナウイルス感染予防対策協賛店1事業所あたり10,000円の奨励金を交付します。<br>○給付状況：123件、123万円  | 産業振興課<br>商工観光係<br>TEL 3 5 - 5 3 8 2 |
|       | 41 | テイクアウト・デリバリー緊急支援事業     | テイクアウトなどの業態導入や地元産物を活用した取組を行う飲食、宿泊、観光事業者等に商品開発やパッケージ作成費等幅広く体制整備費用を支援します。県の補助事業（補助率10/10、上限10万円）に、町の補助事業（補助率10/10、上限10万円）の上乗せと、補助対象経費の拡大をします。5月15日(金)から申請受付を開始し、現在申請を受付中です。<br>○給付状況：8件、80万円  |                                     |
|       | 42 | 温泉配湯支援給付金事業            | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により旅館等温泉事業者が休業する中、旅館等温泉事業者からの配湯料収入が減額となる温泉配湯管理法人に対し、安定的な共同配湯事業を維持できるよう給付金を交付し、運営を支援します。<br>○給付状況：1件、60万円   |                                     |
|       | 43 | ゆうゆうゆりはま事業             | Webサイトを活用した町特産品の販売強化支援として、鳥取県の特産品販売を手掛ける首都圏店舗とタイアップし、ブランド戦略によるマーケティングを含めた販売体制の構築を図ります。また、東京都内で湯梨浜町の人物や風土を取材した写真展も開催し、湯梨浜町の魅力を周知します。<br>◎実施時期：令和3年3月予定   |                                     |
|       | 44 | 理美容事業者等応援給付金事業         | 利用者の減少や感染対策用品の用意などの必要性が生じている理美容業など人との接触が避けられない業種の町内事業者の皆さまに、感染症予防対策のための給付金5万円を給付します。ただし、39. 事業継続支援臨時給付金と同時に受給することはできません。<br>○1事業者あたり50,000円を給付します。<br>○対象業種 理容業、美容業、エステティック業、リラクゼーション業（手技を用いるもの）、ネイルサービス業、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所<br>○給付状況：1件、5万円  |                                     |
|       | 45 | 宿泊施設整備支援事業             | 宿泊事業者が客室への浴室やトイレを新設する経費の一部を助成し、観光客が安心して宿泊利用できる施設環境を整え、感染拡大に対応した観光振興を図ります。<br>○施設整備補助金 補助率3/4 上限4,000千円<br>○申請受付開始：10月～  |                                     |
|       | 46 | インバウンド促進事業（国際化推進）      | 新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、本町で開催される「ワールドマスターズゲームズ2021関西」におけるグラウンド・ゴルフの、海外からの参加者の確保に大きな影を落としています。このため、1人でも多く海外から参加していただけるよう、参加を予定されている海外愛好者の用具購入費用を助成し、参加準備に要する経費の負担を軽減します。併せて、新型コロナウイルス感染症の流行により、多大な影響を受けた町内の用具販売事業者の業績向上や休業を余儀なくされるなどした町内旅館などの宿泊者数の回復を図ります。<br>○ 助成の内容 海外のグラウンド・ゴルフ愛好者が、町内の用具販売事業者から用具を購入する場合、購入費用の3割を助成します。<br>○ 事業実施期間 令和3年3月31日まで |                                     |